

ドイツ民主共和国（DDR）における 「80年代経済戦略」と計画管理 システムの改革（2）

谷 江 幸 雄

はじめに

- I. DDR 経済の再生産諸条件の変化と“80年代経済戦略”
 1. 1970年代末—80年代初めにおける再生産諸条件の変化
 2. DDRの“80年代経済戦略”とその10重点目標
- II. 経済システムの改革
 1. 新型コンビナートの形成——DDR管理計画化の“支柱”
 2. 計画管理システムの改革——1982—84年 ……（本節B項(1)まで前号）
 3. 工業価格改革 ……（本節末尾まで本号）
- III. 評価と課題——1981—85年5か年計画実績

II. 経済システムの改革

2. 計画管理システムの改革——1982—84年（つづき）

B. 経済計算制の改善措置

（2）財務フォンドの形成と使用

現在、企業とコンビナートでは、表5にみられるように、合計15の財務フォンドが形成され、法規で定められた目的にそって使用されている。これらのフォンドは、コンビナートまたは企業で形成されるもの、あるいはその両方で形成されるものとさまざまであり、またフォンドによりその資金源泉

表5 工業・建設部門のコンビナートと企業における主要財務ファンドの形成と使途⁽¹⁾

ファンドの種類	経済単位		資金の源泉							経済的機能
	A	B	E	NG	SK	SHH	K	V		
投資ファンド	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・投資の準備と実施のための計画的資金需要の充足
修理ファンド	○				○				○	・固定手段の計画的修理の資金調達
科学・技術ファンド	○ ⁽³⁾	○	○		○				○	・科学・技術計画の実施のための資金調達
予備ファンド		○			○					・科学技術進歩や対外市場の新しい要求にもとづく短期的生産転換から生じる支出増を補填するための資金 ・企業の報奨ファンド基礎額への繰入れ（そのための企業純利潤が不足した場合）
自由裁量ファンド	○		○							・計画された集約化措置の刺激、報奨金
業績ファンド	○	○ ⁽²⁾			○					・社会主義的合理化措置の実施 ・投資信用の満期前償還 ・労働・生活条件の改善
報奨ファンド	○	○			○					・社会主義競争における勤労者の創意性の発揮にたいするプレミアム ・注文と結びついたプレミアム ・年度末プレミアム ・国家的表彰のための資金調達
文化・社会ファンド	○	○ ⁽²⁾			○					・BKV にもとづく文化・社会的課題と措置

(注) (1) Vgl. Finanzierungsrichtlinie für die volkseigene Wirtschaft von 14.4. 1983, "Gesetzblatt der DDR" Teil I, S. 110. なお、表中の記号は次のとおり。

A …企業 NG …純利潤
B …コンビナート SK …原価
BKV …企業集団契約 SHH …国家財政
E …販売収益 V …保険
K …信用

(2) 企業ファンドの一部の集中化による。

(3) コンビナート総裁の決定による。

(出所) 表3と同じ。S. 233.

を異にしている。ここでは、とりわけ技術革新と効率の向上にたいする経済的刺激効果という点で注目される二つのファンド、すなわち報奨ファンド(Prämienfond)と業績ファンド(Leistungsfond)についてみておきたい²⁰⁾。

まず報奨ファンドは、いうまでもなく DDR の“80年代経済戦略”の実現にたいする勤労者の物質的関心を高めるために形成・支出されるものである。したがってそのさい、とりわけ純生産高、純利潤、住民のための製品・サービスの供給および輸出の増大に関する高い計画目標を遂行ないし超過遂行するような企業従業員集団が優遇される。この報奨ファンドへの繰入額は、① 従業員（VbE）1人当たり基礎額と② 国家計画指令の超過遂行にたいする追加的報奨金の二つの形態でなされる。企業は計画作成のさいに国家計画課題を超過するか、あるいは計画実施のさいに国家計画指令を超過遂行する場合には、絶対額の形で保証された基礎額を超えて、追加的報奨金を——業績指標に応じて格差づけられたノルマチーフにもとづいて——計画し繰入れることができる。この報奨ファンドは企業の純利潤から繰入れられる（追加的報奨金は超過ないし超過遂行された純利潤から繰入れられる）。最近報奨ファンドは、とりわけ科学技術進歩や輸出目標の達成、労働生産性の向上と職場の節約、資材・エネルギーの節約、品質向上とコストの低減において真に高い業績を達成した集団と個人にたいして優先的に提供されるようになった。

次に業績ファンドは、企業が国家的課題または国家的計画指令を超えて純利潤を計画し、かつ実際に獲得する場合に、計画超過純利潤および計画超過輸出収益に関するノルマチーフにもとづいて純利潤より形成され、企業の合理化や従業員の労働・生活条件の改善などに使用される（そのさい当該資金の最低 25% 以上は、国家計画指令として定められた「投資（物量単位）」計画の枠内での合理化投資に支出しなければならない）。

（3）信用・利子²¹⁾

1980年代の信用・利子政策の特徴は、それが従来以上に効率の向上と集約化にたいする経済的刺激メカニズムの一環として利用されるようになったことである。財政計画と価格計画に基礎づけられた計画的信用供与の場合に

は国民経済部門や融資対象ファンドの種類にかかわらず年5%の基本利率(Grundzinssatz)が適用されるが、一定の信用条件(効率指標、自己資金比率など)が充足されるか、計画以上の特別な改善(たとえば高い国民経済的効率をもたらすような研究・開発計画の期限前達成、プロジェクトの計画期限内の完成、高い資材節約効果を持つような設備投資、計画以上の輸出成果など)がなされる場合には優遇された利率(年1.8%まで)が適用される。逆に計画外の追加的信用や信用契約違反の場合には最高年12%までの割増利子が課せられる。

C. 社会ファンド税の導入

1980年代前半における最もドラスティックな経済メカニズムの改革は、84年1月1日の工業コンビナート・企業にたいする社会ファンドへの分担金(Beitrag für gesellschaftliche Fond)の導入²²⁾である(建設部門については85年1月1日から実施)。本税はそのきわめて高い税率——年度ごとに計画された労働者・職員の賃金ファンドの実に70%——の点でも、その政策目的の点でも注目に値する。83年4月14日付の「社会ファンドへの分担金に関する規程」によると、本税導入の目的は次のとおりである。

「SED 第10回党大会決定を一貫して実施するなかで国民の物質的・文化的な生活水準は着実に向上している。そのために必要な増大する社会的ファンドは勤労者の労働から生じる。労働力再生産のためのこの資金は、企業およびコンビナートによって原価として計画され、“社会的ファンドへの分担金”のかたちで国家に納入されなければならない。

社会的ファンド税の導入により、生きた労働がその国民経済的意義にもとづいて、より高く評価され、それによって社会的労働能力が合理的に配置されるとともに、社会主義的合理化が促進され、経済計算が一層改善される」²³⁾。

すなわち、社会的ファンド税の目的はまず第1に、従来基本的に国家財政

によって賄ってきた労働力再生産に必要な社会的ファンド（無料の教育・医療、年金、諸手当、それに食料等生活必需品価格支持など）の一部を企業とコンビナートに負担させることにあった。こうした社会的ファンドへの支出が1970—80年代にかけて一貫して増大し、国家財政を圧迫する重要要因となったからである。とりわけ84年の農業価格改革では、食料小売価格を据置いて農産物買付け価格を大幅に引上げた結果、食料補助金が急増することになった（それまで人民所有経営からの収入——国家財政の主要財源である——は純利潤納付金、生産ファンド税および物品税の3経路システムからなっていたが、これらの大幅増税には限度があった。そこで、いわば一種の“福祉目的税”としての社会ファンド税の新設によって食料等生活必需品価格支持のための巨額の恒久的財源を確保しようとしたのではないか、というのが私の“仮説”である）。

社会ファンド税の第2の目的は、「生きた労働の、より高い評価」によって労働力の徹底的な節約化とその合理的利用、労働生産性の向上、産業ロボットの導入による自動化の推進などにたいするコンビナートと企業の関心を強めることにあった。社会ファンド税は原価、工業製品価格およびそれに関連した純生産高の構成要素に算入され、原価とりわけ賃金コストの低減にたいする強力なインパクトとして作用する（ただし、社会ファンド税の工業価格計算への算入のさい、住民への製品・サービスの価格は変更せず、またそのような価格変更をしてはならないとされた）。

3. 工業価格改革

A. 従来の工業価格政策

DDRでは建国以来現在まで一貫して、“民主集中型”と自己規定された中央集権的計画経済制度のもとで国家的かつ計画的な価格政策が展開されてきた。しかし、社会主義経済の発展段階やその時々を経済的政治的諸条件の変

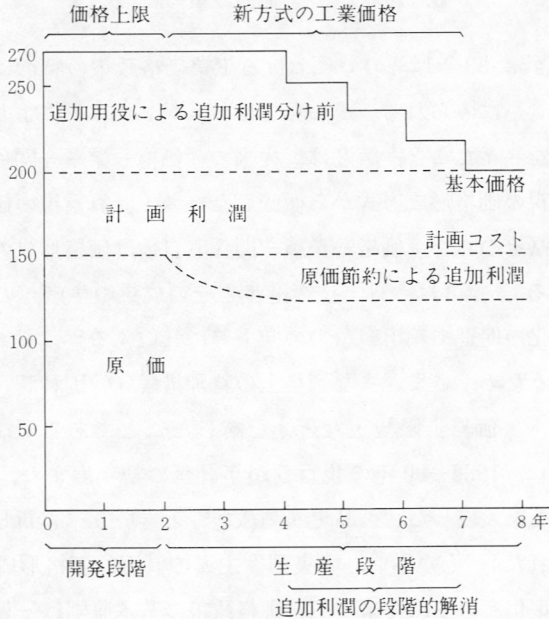
化に応じて価格改定や改革が実施されてきたことも事実である。

DDRにおける社会主義経済制度確立直後の1964—67年におこなわれた工業価格改革(Industriepreisreform)²⁴⁾では、工業価格を企業やVVBの計画化と業績評価の“経済的テコ”として利用するために、従来の生産手段(特に素材産業の生産物)にたいする低価格体系を“実際の社会的必要支出にもとづく価格体系”に改めた。しかしその後、73年の石油危機による資源・エネルギー価格の高騰は再び価格と支出の乖離を大きなものにし、そのため76年以降ほとんど毎年のように工業価格の引上げが実施されることになった。すなわち、まず76年に原料と原料集約的製品(電力33—66%、天然ガス200%、灯油155%、無煙炭90%、亜炭50%の引上げ)、77年に半製品、78—79年に完成品が引上げられた。さらに80年には原料(平均22.5%の引上げ)のみならず、一部の高需要消費財を含む半製品と完成品の価格が再び引上げられ、81—83年にも原料から完成品にいたる一連の製品グループ(年度ごとに異なったグループ)が引上げられた²⁵⁾。

消費財についても、79年に新しい価格政策が打ちだされた。すなわち「新しい高価値工業消費財にたいする価格は標準利潤とともにそれらのコストを補填しなければならない」²⁶⁾という観点から、品質におうじて消費財価格の三等級グループ(上・中・下級)化がおこなわれた。その結果、基本需要製品・サービスの価格は依然として据置かれたが、特に上級価格グループに属する消費財の価格が大幅に引上げられることになった。

なお1976年6月10日付「企業とコンビナートの業績評価のための決議実施のための工業価格形成に関する閣僚評議会決定」²⁷⁾によって打ちだされ、83年まで有効であった工業価格形成方式——「価格—業績—関係(Preis-Leistungs-Verhältnis)」方式²⁸⁾と呼ばれる——が注目される(図5参照)。この価格形成方式によれば、新製品や改良された製品の価格は既存の類似製品との「効用(Gebrauchseigenschaften)」比較にもとづいて算定される(ただし、効用価値の増大の70%が価格引上げに反映されて生産企業の利益になり、

図5 「価格—業績—関係」原則による価格形成 (1976—83年)



(出所) Bethkenhagen, Jochan u. a., DDR und Osteuropa — Wirtschaftssystem, Wirtschaft, Politik, Lebensstandard — Ein Handbuch, Opladen Leske und Budrich, 1981, S. 52. 岩田昌征編『ソ連・東欧経済事情』(有斐閣, 1983年), 99ページより。

残りの30%は消費企業の利益になる)。この方式の目的はより大きな効用を持った新製品の開発・生産および導入を刺激することであったが、いくつかの本質的な点で欠陥を持っていたといわれる。たとえば M.メルツェルらは、① 多くの場合、効用の客観的な測定は不可能である、② これは生産者が自己の製品についてその優れた点を強調する傾向があることから一層困難になる、③ 効用の客観的な測定ができないならば、当然客観的な比較もできない、と指摘している²⁹⁾。このため、DDR政府は83年に新しい工業価格形成原則を打ちだした。

B. 新しい工業価格政策の特徴

1980年代（特に83年以降の）における工業価格政策の特徴は、結論的にいえば、次の3点にみられる。その第1は、コンビナートにより大きな価格形成上の権限を与えたこと、第2は、従来の「価格—業績—関係」方式つまり効用価値重視の価格形成方式から徹底したコスト計算重視の価格形成方式に改めたこと（そのさい「価格—業績—関係」自体は価格形成の重要要素の一つにとどまる）、第3は、科学技術進歩とその成果の生産への導入をはじめとした集約化の促進や輸出競争力の向上等にたいするコンビナートと企業の関心を高めるため、さまざまな価格上の特別措置（特別利潤、利潤・価格割増金、コスト・価格上限規定など）を講じたことである〔なお、次のC項でみるように、1986—90年の現行5か年計画の初年度より、こうした価格上の諸措置を集大成した“製品更新刺激型”ともいふべき新しい価格形成方式が導入された〕。そのさい、中央国家主導の計画的価格形成および基本消費財価格安定化といった従来の工業価格政策の基本原則は一貫して維持された。

そこで次に、主として「工業価格形成のための中央国家計算原則に関する規程（1983年11月17日付）」（以下、「83年規程」と略記する）をはじめとする価格関係諸法規³⁰⁾にもとづいて、80年代前半（とりわけ83年以降）における工業価格政策の新たな展開について考察することにした³¹⁾。

(1) 工業価格計画化におけるコンビナートの権限と役割

国民経済の管理計画化におけるコンビナートの権限の増大のもとで、価格計画化の分野でもコンビナートが——閣僚評議会の一機関である価格庁（Amt für Preise）とならんで——大きな役割を果たすようになった。すなわち、コンビナートは中央国家の原則的方針や法規にもとづいて、工業価格の計画化とコントロールの分野において、次のような広範な任務を遂行す

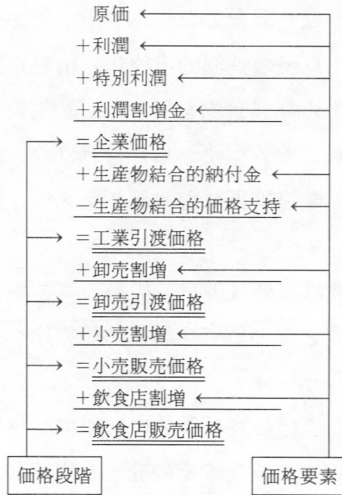
る³²⁾(この点、広範囲にわたる価格決定権限が国家価格委員会に集中されているソ連邦の場合と、かなり異なった様相を呈している)。

- ① コンビナートは、自己の長期的集約化(精製)構想からかれらの主要製品のコストと価格の発展目標を引きだし、主要な新(改良)製品のコスト・価格発展プログラムにまとめなければならない。このプログラムは新(改良)製品の開発初期になされるコスト・価格上限規定の基礎となる。
- ② コンビナート総裁は、新(改良)製品のコスト・価格上限と工業価格に関する原案の作成とその認可申請書の価格庁への提出に責任を持っている。
- ③ コンビナートは、自己の責任領域において、特別な価格計算原則やその他の価格形成規定を作成してその認可を申請し、また妥当な特別計算原則の改善案を呈示しなければならない。
- ④ コンビナートは、その所属企業にたいして、上記の特別計算原則を提示しなければならない。
- ⑤ コンビナートは、計画的工業価格改定にかかわる措置を準備・実施し、また自己の経験にもとづいて計画的工業価格改定のための提案をおこなわなければならない。
- ⑥ コンビナート総裁は、その権限の枠内で自己責任的に新(改良)製品の工業価格の決定に参加する。
- ⑦ コンビナートは、価格の統制・分析の分野でも広範囲な役割を果たす。

(2) 価格段階と価格形態

DDR では、価格を構成する要素の違いやそれが再生産過程のどの局面で適用されるかによって、図6にみられるように、いくつかの価格段階(Preisstufen)が存在する。この価格段階には企業価格、工業引渡し価格、卸売引

図6 価格の構造——価格段階と価格要素——



(出所) 表3と同じ。S.198.

渡し価格，小売販売価格および飲食店販売価格が属する。

企業価格 (Betriebspreis) は計算コストに計算利潤 (さらに、場合により特別利潤や利潤割増金を含む) を加算したものであり、コンビナートと企業における“経済計算制上の価格”として、純生産高や利潤指標でのコンビナートと企業の自己業績の評価にとって大きな意義を持っている。

工業引渡し価格 (Industrieabgabepreis) は、あらゆる経済部門の購入者と国家機関・施設によって生産者に支払われる工業製品・サービスの価格である。それは企業価格と生産物結合的納付金の合計もしくは企業価格から国家財政による生産物結合的価格支持を差引いた額である。したがって、生産物結合的納付金または価格支持が適用されない場合には、企業価格と工業引渡し価格は同一である。

卸売引渡し価格 (Groshandelsabgabepreis) は小売機関、工業企業その他に卸売販売される商品に適用される価格であり、工業引渡し価格に卸売割増金を加算した水準に規定される。そのさい、この価格に含まれる卸売割増金

——工業引渡し価格にたいする割合（％）としても、また絶対額としても規定される——は、商品生産のこの段階で成立する社会的必要流通経費と計画卸売利潤からなる。

小売販売価格（Einzelhandelsverkaufspreis）は、消費財が個人消費者に（特別な場合には営業者や社会的需要者にも）販売されるさいの価格である。この価格は工業引渡し価格と卸売・小売割増金の合計からなり、しばしば消費者価格ないし店舗価格（Verbraucher- oder Ladenpreis）と呼ばれる。

次に DDR では、工業価格は固定価格、最高価格および協定価格の三つの形態で適用される。固定価格は、文字通り、一定期間変化しない価格であり、それを上回ることも下回ることも認められない。固定価格は買手の範囲が広く、品目が相対的にコンスタントで、また一定の品質を持った製品・サービスに適用される。特に、その消費が加工工業のコスト水準に大きな影響を及ぼすような生産物（基礎素材産業や金属加工産業の生産物など）にたいして規定される。

最高価格は上限ノルマチーフを定めたものであり、とりわけ、急速な技術革新や流行などの生産・実現諸条件の変動が大きい加工工業の生産物に適用される。商品の買手にたいしてこの最高価格以下の価格が適用される場合でも、生産物結合的納付金は減額されない。しかし法規にもとづく最高価格への価格割増は認められている。

協定価格は、法規にもとづいて経済契約パートナーにより協定される工業価格である。これは特に、注文による特殊的・個別的試作品や製造品、研究・開発作業などの場合に締結される。

企業価格を除く個々の価格段階は、以上三つの価格形態において適用される。

（3）工業価格計算の基礎と原則

工業価格の形成、コストと利潤の計算およびそれらに適用すべき方法は、

すべて「中央国家計算原則」において規定される。工業価格の形成にあたっては、コスト、利潤および価格が、① 集約化の促進、特に経済活動の効率向上、② 科学技術的措置による効率向上の評価、③ なまの労働と対象化された労働の消費のためのノルマ（ノルマチーフ）の作成と適用や明示的なコスト計算と効率計算の確保、④ 社会主義企業経営と社会主義競争の原理の包括的適用のために有効に機能するようにしなければならないとされる。

新製品の価格形成は、国家的に承認された価格形成方法にもとづいて、計算原価と国家的に承認された計算利潤が計算される。両者の合計は、工業部門または製品グループにおいて実際に達成されうる業績能力に照応した社会的必要支出として、工業価格の基礎となる。ついで、高い効率と品質を持った製品の生産を刺激するために、期限つきの特別利潤、利潤割増金および価格割増金が国家的に規定され、それらをさきの二者に加えることによって新製品価格の大きさを決めている。次に項を改めて、この点をより詳しく説明しよう。

(4) 原価の計算

DDR 経済の場合も、原価計算の項目自体は資本主義国やソ連邦その他の社会主義国の場合と基本的に変わりはない。それらは、① 減価償却費（建物、機械・設備など固定手段の利用のための費用）、② 資材コスト（原材料や燃料などの支出）、③ 賃金、④ 社会ファンドへの分担金（「83年規程」で新設）、⑤ 社会保険費、⑥ 修理費、⑦ 研究・開発費、⑧ 管理費、⑨ 利子（基本利子率年5%で）、⑩ その他、などである（「83年規程」の添付資料1「計算可能コスト目録」）。他方、「83年規程」では、価格計算に含まれないコストの種類——たとえば契約違反や経済制裁を含む認可制裁、無認可の労働力使用など——が従来より厳密に規程された（同添付資料2「社会的に必要な費用および計算に含まれないコストに関する目録」）。

ところで、通常、こうした原価計算のための超企業的ノルマチーフがコン

ビナート総裁によって定められるが、それには ① 直接的技術コストのためのノルマチーフ (技術的かつ経済的に根拠づけられた資材消費ノルマまたは資材利用ノルマにもとづく資材コストノルマチーフ; 時間ノルマチーフまたはその他の超企業的業績指標にもとづく賃金ノルマチーフ) と ② 間接的に計算されるべきコストのためのノルマチーフ (特に研究・開発費や間接的技術コストや非技術コストにたいするノルマチーフ) が属する。こうした超企業のコストノルマチーフが与えられない場合には、企業は、直接的技術コストと間接的に計算されるべきコストにたいする自己のノルマと指標にもとづいて原価計算をおこなわなければならない。そのさい、企業は計画にもとづいて需要に適合した製品の品質、生産フォンドの合理的利用、労働力の合目的投入、効率的な資材投入、フォンド節約的技術の適用を保証しなければならないとされた。

(5) 利潤の計算

計算利潤の高さは「83年規程」の添付資料3「工業価格形成のさいの生産フォンドの査定と利潤計算原則」にもとづいて計算される。それによれば、計算利潤の測定のさいの基礎となるのは、① 査定された生産フォンド (固定フォンドと物質的流動フォンド)、② 工業部門ごとに規定された標準利潤率 (フォンド収益率)、③ 計画において規定された生産量、もしくは後述の間接的利潤計算の場合には計画生産量の生産に必要な加工コスト (Verarbeitungskosten) か機械設備に関連した時間・コスト・ノルマチーフ (maschinen- und anlagenbezogene Stunden-Kosten-Normative) にもとづくコストである。このように新しい価格計算方式では——全面的にはないが——いわゆるフォンド関連価格モデルが採用されている³³⁾。

利潤の計算方法には、① 間接的計算方法と ② 直接的計算方法がある。まず①の方法は生産品目数が多く個別製品へのフォンドの正確な帰属がおこなえないか、それがきわめて高い支出と結びつくような場合に、また急速な

製品交替が生じるような場合に適用される。そのさい、生産フォンドの利用にできるだけ比例した利潤計算をおこなうために、上述のような加工コスト（総原価から資材、注文またはタイプと結びついた特殊機器や特殊装置、機器・ゲージおよび消費された生産的サービスを差引いたもの）や機械設備関連の時間・コスト・ノルマチーフにもとづくコストがその測定基準として用いられる。これにたいして、②の方法は生産品目数が比較的少ない場合や当該製品が企業の最も重要な部門に属する場合などに適用される。

(6) 特別利潤、利潤割増金および価格割増（割引）金

上記の計算原価と計算利潤の他に、高い効率と品質を持つ製品の生産を刺激するために、特別利潤、利潤割増および価格割増・割引の措置が講じられる。

特別利潤は、低いコスト、高い経済的効果、高い輸出収益性、少ない資材支出、より高い精製度を持つ新製品にたいして原則として3年間の期限つきで規定される（ただし、1986年よりその計算方法が大幅に改正され、期限も2年間となった——後述³⁴）。利潤割増金は住民や国民経済への供給上重要な製品——精良品、洗練品、その他高価値消費財および部品——の生産を刺激するために適用される。部品の利潤割増金は計算利潤の50%と定められているが、その他の場合は価格庁長官によって特別に公示される。

価格割増金は関係国家機関によって高品質製品と認められた製品の生産を刺激するために、企業価格にたいする一定の割合で保証されるものである。現在、この割増率は、品質マーク“Q”の製品——2%、”SL”の称号を持つ製品——2%、品質マーク“Q”の設備——0.4%、”SL”の称号を持つ労働手段——0.5%である。その逆に、品質規程に合わない製品にたいしては、企業価格から——生産手段の場合には工業引渡価格から——その品質低下に応じて価格割引がおこなわれる。こうした価格割引は、生産更新の促進のために旧式化した製品にたいしてもなされる。なお、価格割増と価格割引

図7 原価・工業価格計算の基本的体系

1. 直接的技術コスト	
2. +間接的技術コスト	
<hr/>	
3. =技術的コスト	
4. +部門管理コスト (他の位置に含まれないかぎり)	
<hr/>	
5. =部門コスト	
6. +調達コスト (他の位置に含まれないかぎり)	
7. +企業管理コスト	
<hr/>	
8. =生産原価	
9. +販売コスト (他の位置に含まれないかぎり)	
<hr/>	
10. =総原価	
11. +加工コストの一定比率 (%) として算定 ⁽¹⁾ された利潤	
<hr/>	
12. =支出 (Aufwand)	
13. -第2・第3生産年度の計画的原価低減	
<hr/>	
14. =支出価格 (Aufwandspreis)	
<hr/>	
15. +特別利潤	
16. +利潤割増金	
<hr/>	
17. =企業価格	

(注) (1) 他の算定方法が適用されない場合。

(2) 第12—14項の「[...]」で囲んだ部分は1986年1月1日より新たに追加・適用されたものである。

(出所) Anordnung (Nr.1) vom 17. November 1983 über die zentrale staatliche Kalkulationsrichtlinie zur Bildung von Industriepreisen (GBl. Teil I, 1983, S. 364-365); Anordnung Nr.2 vom 5. Dezember 1985 (GBl. Teil I, 1985, S. 377).

は、製品の納入期限などの計画達成に関して契約パートナー間で協定される。

以上の(3)―(6)においてその概略を示した原価・工業価格計算の基本的体系は図7のとおりである。

(7) 工業価格の仕上げ

原価・利潤の計算にたいする、また高い効率・品質を持った製品の生産の刺激にたいする国家的要求にそって工業価格を合理的に仕上げるために、

個々の製品グループにたいする価格形成方法 (Preisbildungsmethoden) が企業に呈示される。DDR では、特に生産過程や製品の差別性に応じてさまざまな価格形成方法が適用されている。すなわち、それには ① 比例価格形成 (Relationspreisbildung) 法と ② 計算価格形成法の二つの方法があり、さらに ① はパラメーター価格、系列価格、部分価格・部分価格ノルマチーフ、差額計算の四つの基本タイプから成っている。コンビナート総裁は、自己の責任領域の製品グループにたいして、最も目的にかなった価格形成方法を仕上げ、その適用分野や適用条件を規定する義務を負っている。企業は、価格庁長官によって承認された価格形成方法にもとづいて、工業価格を仕上げなければならない。

なお、科学技術進歩や生産効率の向上を促進するために、工業省とコンビナート総裁によって特別の工業価格形成規定が適用される。まず合理化手段の自己製造とその投入を経済的に刺激するために、① たとえば間接的計算コストにたいするノルマチーフや割増率を引下げて計算原価の引下げをはかること、② 計算利潤を標準利潤率以下に規定するかまたは計上しないこと、③ 特別利潤を減額もしくは計上しないことによって、低い合理化手段価格を設定することができる。同様の方法で、産業ロボットや特殊機械、特殊設備、特殊器具の生産と投入が促進される。

(8) 新製品のコスト・価格上限規定

1983 年以降の工業価格政策の新展開のなかで最も注目される点の一つは、技術革新を刺激するために研究・開発段階でいち早く新 (改良) 製品にたいするコストと価格の上限を定め、しかるべき国家価格機関によって承認を得なければならないことである。この規定は、M. メルツェルらが指摘するように、世界市場価格が新しい輸出製品の開発において受容しうるコスト・価格上限であるべきだという考え方にもとづいている³⁵⁾(ただしコスト・価格上限の具体的な計算方法等については、次の C 項(1)でみることに

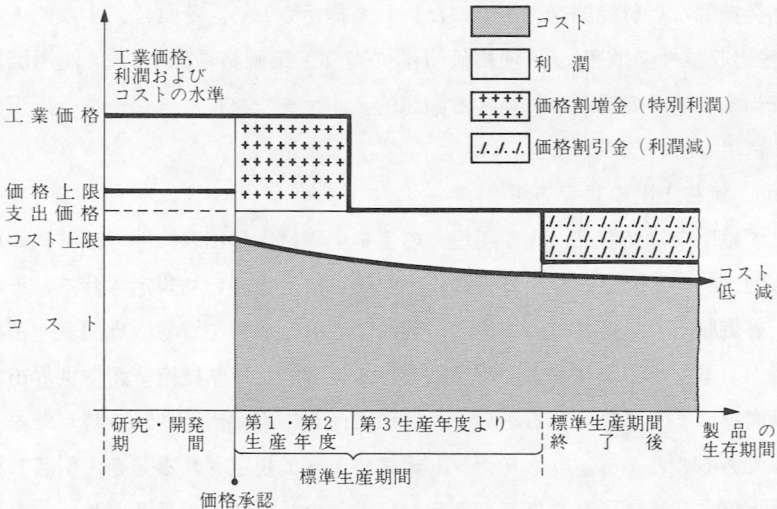
したい)。

C. 製品更新刺激型価格形成方式の導入 (1986年一)

1980年代前半とりわけ83年以降における価格政策上の新しい措置——たとえばコスト・価格上限規定, 高い効率を持つ新製品にたいする一時的特別利潤, 旧式化した製品への価格割引の適用など——の経験をふまえて, 1986—90年の新5か年計画の初年度より“製品更新刺激型”の価格形成方式が導入されることになった。

この新しい価格形成方式は, 製品更新こそ科学技術の成果の急速な経済的利用の集中的表現であるとして, その加速化を徹底しておし進めることを意図したものであった。すなわち新製品の工業価格形成方式は, ① 研究開発段階におけるコスト・価格上限規定, ② 工業価格の設定と生産開始後2年間の一時的価格割増金 (特別利潤) の保証——したがってこの両年には工業

図8 “製品更新刺激型” 価格形成 (1986年一)



(出所) Autorenkollektiv, Industriepreise fördern effektive Erzeugniserneuerung, Verlag Die Wirtschaft Berlin, 1986, S. 21.

価格の高さは価格上限をはるかに超える——，③ 第3生産年度以降の価格上限の厳守とそのもとでの工業価格の支出価格（Aufwandspreis）水準への連れ戻し（引下げ）および④ 標準生産期間終了後の価格割引金の適用によって，新製品の研究開発からその生産開始と大量生産をへて最終的な生産中止にいたるまでの全更新過程を包括し，これを有効に刺激するような“段階的工業価格形成方式”に発展させられた（図8参照）。

以下では、『社会主義財政』誌1986年4—5月号掲載の工業価格形成規程集およびDDR価格庁付属研究所による解説書『工業価格は有効な製品更新を促進する』（1986年）にもとづいて，この新価格形成方式の意義と具体的な内容を考察したい³⁶。

（1） 研究開発段階でのコスト・価格上限の規定

コスト・価格上限規定は新製品の開発にあたって設定された“経済的”目標を規定したもので義務計画書（Pflichtenhefte）にもり込まれ，研究者や設計開発技師など研究開発従事者にたいして提示される。それは，少なくとも① 輸出収益性の改善，② 使用価値単位当り工業価格の低下，③ 使用価値単位当りコストの低減にたいする国家的ノルマチーフにもとづいて，以下の方法によって作成される。

（a） 価格上限の算定方法

まず輸出向け新製品（生産手段）の価格上限は，輸出収益性の改善についての国家的ノルマチーフと外貨収入の見込みにもとづいて規定される。そのさい外貨収入の見積りは，技術者，経済学者および外国貿易の専門家の密接な協力のもとで，現在および将来における世界的な科学技術革新や世界市場の動向をふまえてなされるが，それは新製品が市場に出荷される時点での見積りであることから，コンビナート総裁によって規定される開発・引渡し期間が短縮されればされるほど，それだけ多額の外貨収入が見込まれ，その結果価格上限がより高く設定される。いずれにせよ，輸出向け製品の場合は

表 6 機械の使用特性 (I_q) 発展指数の査定例⁽¹⁾

特性項目	評価単位	ウエイト 要因	特 性 値		新製品の比較製品 にたいする比 ⁽²⁾	新製品の 変化指数 ⁽³⁾
			比較製品	新製品		
1	2	3	4	5	6	7
目的グループ		(0.75)				(0.996)
業 績	台/時間	0.30	10,000	15,000	1.500	0.450
エネルギー 需要	kW/h	0.20	34.4	28.2	1.220	0.244
労働力需要	人 (VbE)	0.15	3.0	2.5	1.200	0.180
重 量	kg	0.10	30,000	24,600	1.220	0.122
信 頼 性		(0.16)				(0.197)
休 止 間 隔	h	0.09	170	200	1.176	0.106
修理のしやすさ	点 数	0.07	100	130	1.300	0.091
環 境 面		(0.06)				(0.072)
騒 音	デシベル	0.06	96	80	1.200	0.072
標 準 化		(0.03)				(0.035)
交換可能性	点 数	0.03	60	70	1.167	0.035
1.00			I _q = 1.300			

(注) (1) この査定は、Die Festlegung vom 6.11.1985 zur Bestimmung der Entwicklung der Gebrauchseigenschaften industrieller Erzeugnisse, herausgegeben vom Präsidenten des Amtes für Standardisierung, Meßwesen und Warenprüfung. にもとづく。

(2) 第5欄と第4欄の比。

(3) 第3欄と第6欄の乗数。

(出所) Autorenkollektiv, Industriepreise fördern effektive Erzeugniserneuerung, Verlag Die wirtschaft Berlin, 1986, S. 45.

DDRにとって戦略的に重要な商品であるため、価格庁長官によって特別に作成された計算方法が適用される。

これにたいして国内向け新製品(生産手段)の価格上限は、① 比較対象製品の工業価格(既存の工業価格ではなくコンビナートによって社会的必要支出に照応するように修正された工業価格)、② 使用価値の向上(新製品を特徴づける使用価値パラメーターの変化と消費者企業でのその投入効果によって総合的に査定。表6の査定例の場合は30%の向上率となる)および③ 使用価値単位当り工業価格の低下(買手の割引係数)にたいする国家的ノルマチーフ(生産開始当初の2年間は全ての新製品について、買手にたいし

3%の統一割引率を適用、以後3年目からは部門ごとに異なったより大きな割引率——たとえば7%——を適用)にもとづいて規定される。具体的には、国内向け新製品(生産手段)の工業引渡し価格上限(POG_{IAP})は、こうした使用価値の向上率に応じた価格比較にもとづく計算が可能な場合³⁷⁾、以下の算式によって計算される。

$$POG_{IAP} = IAP_0 \times I_q \times K_v$$

IAP₀ : 既存の比較対象製品もしくは恒常的に輸入される比較対象製品の工業引渡し価格(前者の場合、品質マーク“Q”等への価格割増金、特別利潤および期限付き利潤割増金を除く。)

I_q : 比較対象製品にたいする新製品の使用特性(Gebrauchseigenschaften)の改善率

K_v : 買手への割引係数(Verbilligungskoeffizient)

[例]

IAP₀ : 55,000 マルク

I_q : 1.3

K_v : 0.90

$$POG_{IAP} = 55,000 \text{ マルク} \times 1.3 \times 0.90$$

$$POG_{IAP} = \underline{64,350 \text{ マルク}}$$

(b) コスト上限の算定方法

コスト上限は、使用価値の向上と比較した社会的労働支出が最大限どの程度であるべきかを示すものである。国内向け新製品の場合、そのコスト上限は①比較対象製品の原価、②使用特性の改善指数、③部門ごとの使用価値単位当たりコスト低減にたいするノルマチーフから出発して規定される。それは新しいテクノロジーや方法によって生産される製品にも妥当する。個別的には、たとえば国内の比較対象製品にたいする使用特性の改善率が測定されるような製品のコスト上限(KOG)は、以下の算式によって計算される。

$$KOG = K_o \times I_q \times I_{kr}$$

K_o : 比較対象製品の事後的に計算された総原価

I_q : 使用特性の改善率

I_{kr} : 使用特性の単位当たり原価引下げノルマチーフ (実際コスト指数 : Realkostindex)

〔例〕

K_o : 49,200 マルク

I_q : 1.3

I_{kr} : 0.85

$KOG = 49,200 \text{ マルク} \times 1.3 \times 0.85$

$KOG = \underline{54,366 \text{ マルク}}$

(c) 新製品の開発が利潤・コストに及ぼす効果

表7は、上記の〔例〕において計算されたコスト・価格上限を厳守した新製品の開発が利潤とコストに及ぼす効果を数字的に示したものである。みられるように、新製品の開発によってきわめて高い効率性——利潤は実に70%も増大し、また商品生産100マルク当たりコストも6%がた低下する——が実現される。

表7 新製品の開発が利潤・コストに及ぼす効果

	比較製品 (マルク)	新製品 (マルク)	変化 (%)
工業価格/価格上限 …①	55,000	64,350	117
原価/コスト上限 …②	49,200	54,366	111
利 潤 …③	5,800	9,984	172
商品生産100マルク当り コスト $\left(\frac{\text{②}}{\text{①}} \times 100\right)$ …④	89	84	94

(出所) 表6と同じ。S.49.

(2) 第1・第2生産年度（標準生産期間第一局面）における
価格割増金（特別利潤）の保証

標準生産期間の第一局面は、新製品の生産開始と急速な生産拡大によって特徴づけられる。この局面では工業価格は、生産者が新製品によって達成されたコストの低減や使用価値の改善の大部分を実現すると同時に、買手にたいして価格割引の便宜がはかられるように規定される。さらに工業価格には生産者にとって特別利潤（Extragewinn）として作用する価格割増金が追加される。こうして「新しい価格形成方式の本質的メルクマールは、第1・第2生産年度において、効率的な新製品の急速な生産への採用と生産拡大をいっそう効果的に刺激するために、より高い利潤が保証されることにある。この両年度には工業価格は価格上限を上回る」³⁸⁾。

国内向け新製品の価格割増金は、第1・第2生産年度にたいする工業価格と第3生産年度以降にたいする工業価格との差額として、以下の〔例〕のように算定される。

〔例〕

第1・第2生産年度にたいする工業価格	69,355 マルク
－) 第3生産年度以降にたいする工業価格（支出価格）	58,000 マルク
＝ 価格割増金（特別利潤）	11,355 マルク

(a) 第1・第2生産年度にたいする工業価格の算定

これは次の算式にもとづいて計算される。

$$IAP_1 = IAP_0 \times I_q \times 0.97$$

IAP_1 ：国内向け新製品の工業引渡し価格

IAP_0 ：最高度の比較可能性を持つ既製品の工業引渡し価格

I_q ：比較対象製品にたいする新製品の使用特性発展指数

0.97：買手にたいする割引（3%）

〔例〕

IAP_0 ：55,000 マルク

$$I_q : 1.3$$

$$IAP_1 = 55,000 \text{ マルク} \times 1.3 \times 0.97$$

$$IAP_1 = \underline{69,355 \text{ マルク}}$$

したがって国内向け新製品の工業価格は6万9355マルクになる。それは本項(1)で算定された価格上限6万4350マルクを5005マルク、約7%がた上回る。買手はこの2年間3%の標準割引を受ける。

(b) 第3生産年度から適用される工業価格の算定

当該工業価格の算定の出発点は第1生産年度における生産的支出 (Herstellungsaufwand) である。これから第2および第3生産年度にたいする計画的支出低下 (通例, 原価引下げの形態で) が差引かれる。

[例]

総原価	54,100 マルク
+ 標準利潤	5,900 マルク
= 第1生産年度の生産的支出	60,000 マルク
- 第2および第3生産年度の計画的支出低下	2,000 マルク
= 第3生産年度の生産的支出	58,000 マルク

以上のように算定された第3生産年度の生産的支出5万8000マルクが当該年度以降の支出関連の工業価格 (支出価格) の基礎となる。

(c) 価格割増金の大きさを規定する諸要因

ところで価格割増金の大きさ (われわれの [例] では1万1355マルク) は、どのような要因によって規定されるのだろうか。次の計算式にみられるように、それは結局のところ、三つの要因すなわち使用価値の改善、支出の発展および買手への割引によって規定される。

使用価値の改善効果	16,500 マルク
- 支出発展からの効果	3,000 マルク
= 使用価値と支出の発展からの経済的効果	13,500 マルク
- 買手への割引	2,145 マルク
= 価格割増金 (特別利潤)	11,355 マルク

- (注) 1. 計算基礎；比較対象製品の工業価格(55,000 マルク)×品質指数(1.3)
 - 比較対象製品の工業価格(55,000 マルク)
 2. 計算基礎；比較対象製品の工業価格(55,000 マルク)-支出価格(58,000
 マルク)
 3. 計算基礎；比較対象製品の工業価格(55,000 マルク)×品質指数(1.3)×
 買手への割引係数(0.03)

この算式は、価格割引金の大きさが基本的に使用価値単位当りの支出低下の達成度によって規定されることを改めて示している。したがってコンピナートは、高い効率を持った新製品を開発・生産し、使用価値を改善し、コストの低下をはかればはかるほど、それだけ高い価格割増金を受取ることができる。

(d) 製品更新のパロメーターとしての価格割増金

新製品の高い効率性にたいする価格割増金の意義と役割は、次の3点にみられる。

第1に、この価格割増金は、特別利潤として作用し、純生産高、利潤、原価引下げその他の業績・効率指標の計画化と決算ならびに経済計算制の著しい改善をもたらす。表8の〔例〕では、価格割増金からの特別利潤によって製品当たり利潤総額は実に3倍増、商品生産高100マルク当たりコストは16%も低下する。

第2に、価格割増金の期限づけによって、最初の2年間において最小のコ

表8 効率的な新製品の割増金（特別利潤）による
 商品生産100マルク当たりコスト低減の算定例

		比較製品 (マルク)	新製品 (マルク)	変 化 (%)
工業価格	…①	55,000	69,355	126
総原価	…②	49,200	52,100	106
利 潤	…③	5,800	17,255	297
標準利潤		5,800	5,900	102
特別利潤		—	11,355	—
商品生産100マルク当たり コスト $\left(\frac{\text{②}}{\text{①}} \times 100\right)$	…④	89	75	84

(出所) 表6と同じ。S.59.

ストのもとで新製品の生産量が多くなればなるほどコンビナートと企業の利潤総額がそれだけ増加することから、効率的な新製品の急速な大量生産の組織化が強力に刺激される。

第3に、こうして価格割増金からの特別利潤は効果的な製品更新のパロメーターとなる。すなわち「あらゆるコンビナートと企業にとって、業績・効率性の計画目標の達成と超過達成のために、効果的かつ持続的な製品更新によって価格割増金からの特別利潤の絶えざる流入を組織するという課題が生じる」³⁹⁾。

（3） 第3生産年度（標準生産期間の第二局面）からの 価格割増金の廃止と支出価格の発効

標準生産期間の第二局面は第3生産年度から当該期間の終了までである。第3年度からは、価格割増金が廃止され、支出関連的工業価格形成原則が適用される。われわれの〔例〕では、この年度からの工業価格は、第1・第2生産年度の6万9355マルクから価格割増金相当額1万1355マルクを差引いた5万8000マルクになる。

（a） 第3生産年度からの価格割増金の廃止

支出価格の発効によって、当初の両生産年度に保証された価格割増金が計画的に廃止される。コンビナートと企業の計画化のさい、価格割増金の廃止による価値的諸指標にたいする作用は計画的工業価格引下げと同様に取扱われる。その結果、① 新製品の開発によって達成された経済効率の改善効果は引続き——もっぱら最終生産物の社会的支出の低下として——妥当する。② そのさい、生産者はいかれの業績評価において経済的不利益を受けない。あらゆる業績・効率指標は、計画化と決算において、対比価格で表示されるからである。③ しかし、生産者にとって、かつての新製品の経済的メリット（高い収益性）が失われることはいうまでもない。

なお先の『解説書』は、こうした価格割増金からの特別利潤の形成と廃止

の理論的根拠を、マルクスの“特別剰余価値の生産とその消滅”に関する理論にもとめている⁴⁰⁾。

(b) 支出価格のノルマチーフ的作用

支出価格のノルマチーフ的作用 (normative Wirkung) は、それが科学・技術的課題設定から規定された価格上限を超えてはならないという原則にもとづいている。支出価格は、いわゆる社会的必要労働支出を表現し、これにもとづいて企業支出が無条件に低下させなければならない基準 (Maß) である。それゆえ支出価格は企業個別的支出補填のための社会的保証を表現するものではない。その支出が価格上限を超えるような企業は標準利潤を得ることができない。

逆に買手にたいしては、この支出価格はより大きな割引——われわれの〔例〕では19%にも達する(表9)——を保証するものとなる。国内向け製品の場合には製品・投資コストの低下に、輸出向け製品の場合には輸出収益性の改善に作用する。

表9 第3生産年度より買手に保証される価格割引(例)

	パーセント	製品当りマルク
1. 第1・第2生産年度	3	2,145
2. 第1生産年度より	16	11,355
3. 割引・計	19	13,500

(出所) 表6と同じ。S. 62.

(4) 標準生産期間終了後の価格割引金の適用

標準生産期間をこえて生産される製品にたいしては価格割引金が適用される。旧式化した製品への価格割引金は、生産更新過程の計画的実施のための経済的テコとして利用される。

(a) 旧式化した製品にたいする価格割引金の査定と適用

旧式製品の価格割引金は工業部門ないし製品グループごとに設定される生産期間ノルマチーフから出発して、価格割引率(パーセント)のかたちで査定

される。

生産期間ノルマチーフは、急速な生産力発展、科学技術の世界的先端水準および生産更新への要求にもとづいて定められるが、基本的な方向としては更新率目標が40—35%のさいには3年、30—25%のさい4年、20%のさい5年、15%のさい7年である。

ただし、国民経済的に根拠がある場合(たとえば平均以上の輸出収益性のある製品)や中央当局の決定による場合、また部品の生産の場合には、価格割引金の適用を受けない。

なお、同上の『解説書』はこの価格割増金の適用の理論的根拠を、マルクスの例の“道徳的磨損”に関する理論にもとめている⁴¹⁾。

(b) 価格割引金の製品更新にたいする作用

価格割引金によって生産者の利潤が減少するが、この減額分は純生産、利潤、原価引下げその他の計画化のさいにまったく考慮されない。価格割引金は、未遂行の業績と同様に、一種の制裁金(Sanktion)として国家財政に徴収される。他方、以前と同じ工業価格(支出価格)を支払わなければならない買手は旧式製品の購入に関心を持たない。

こうして価格割引金は、製品更新にたいして強い経済的インパクトをあたえる。たえず製品更新を実施し、また旧式製品の生産を計画的に中止するコンビナートと企業は、価格割引金の適用をまぬがれる。

なお、旧式化した製品にたいする価格割引金は1987年度国民経済計画より適用される。

(5) 高品質製品にたいする価格割増金

先にB項(6)で指摘したように、品質の良い製品にたいしても価格割増金が保証される。現在、この割増率は、規格・測定・商品検査庁によって品質マーク“Q”の認定を受けた製品——企業価格の2% (ただし設備は0.4%)、工業モデル考案局によって“先端業績モデル(SL)”の称号を受けた新製品

表 10 Q マーク製品の価格割増金による商品生産
100 マルク当りコスト低減の算定例

	新 製 品		変 化 (%)
	Q マークなし	Q マークつき	
工業価格 …①	69,355	70,742	102
総原価 …②	52,100	52,100	—
利 潤 …③	17,255	17,255	—
標準利潤	5,900	5,900	—
特別利潤	11,355	11,355	—
Q マーク製品の価格割増金 …④	—	1,387	—
商品生産 10 マルク当り コスト $\left(\frac{②}{①} \times 100\right)$ …⑤	75	74	99

(注) (1) 計算基礎：新製品の工業価格(69,355 マルク)+Q 製品の価格割増金 2%(1,387 マルク)。

(2) 計算基礎：新製品の工業価格(69,355 マルク)×Q 製品の価格割増金 2%：100%。

(出所) 表 6 と同じ。S. 67.

——同 2% (ただし労働手段は 0.5%)，“優良デザイン”の称号を受けた新製品——同 2% で、このうち二つの称号を受けた場合には 4% の割引率が適用される。これらの称号ならびに品質割増金は期限つきで適用される（現在、一般的なノルマチーフとしてその有効期間は最高 2 年）。高品質製品にたいする価格割増金は、コンビナートと企業の商品生産 100 マルク当り原価低減効果をもたらす（表 10 参照）。これにたいして、品質規定に合わない製品については、その品質低下に応じて価格割引がおこなわれる。

こうして高品質製品の生産刺激のための価格割増（割引）金は、生産更新過程の促進のための価格割増（割引）金と連動して、世界的先端水準の効率性と品質を持った製品の生産を強力に刺激する。

（つづく）（1988 年 1 月 25 日脱稿）

〔注〕

- 1) 1960 年代の経済改革のなかで形成・発展してきた従来の工業省—VVB—企業の 2 環制度の詳細については、林昭「社会主義工業管理における国有企業連合体の役割——ドイツ民主共和国における人民所有経営連合体について——」（『竜谷大学経済学論集』第 12 巻第 3/4 号，1973 年）を参照。また 1970 年代以降の DDR におけ

る生産の集約化・大規模化による社会主義大企業体制の発展と、そのなかにおける工業コンビナートの位置づけ、工業企業管理制度の新しい発展については、以下の諸論文を参照されたい。林昭「東ドイツの社会主義工業コンビナートと管理」(大島國雄・野崎幸雄・井上照幸編『国有企業の経営』, 白桃書房, 1983年), 百濟勇「ドイツ民主共和国の経済管理制度および経済発展の現状——1971年以降, とくに SED 第9回党大会(1976)を中心として——」(齊藤稔編『東欧諸国の経済政策的課題——70年代から80年代へ——』, アジア経済研究所, 1979年), 大橋昭一「DDRの工業コンビナート」(『神戸大学国民経済雑誌』第154巻第5号, 1986年), 同「東ドイツの包括的集約化路線とコンビナート体制」(社会主義経営学会編『社会主義企業経営論』, 法律文化社, 1987年)および犬飼欽也, 前掲論文。

- 2) Autorenkollektiv, Sozialistische Betriebswirtschaft — Industrie, Hochschul-lehrbuch Verlag Die Wirtschaft Berlin, 1985, S. 47.
- 3) この県管理コンビナートの内訳は、15の飲料コンビナートと12のパン・菓子コンビナート(全体で所属企業数112と従業員5万8000人), 14の挽き材コンビナート(企業数118, 従業員1万9000人), 52の消費財・下請けコンビナート(企業数851, 従業員12万1000人)であった(Ebenda, S. 42)。
- 4) Pieter Boot, Continuity and Change in the Planning System of the German Democratic Republic, “Soviet Studies”, Vol. 35, No. 3, July 1983, pp. 332-333.
- 5) W. プーリアン「DDRにおけるコンビナートの発展と経済管理制度の改善」(百濟勇訳「DDR経済政策に関する重要関係法令(I)」, 『駒沢大学外国語部論集』第22号, 1985年), 157—158ページ。
- 6) Verordnung über die volkseigenen Kombinate, Kombinatbetriebe und volkseigenen Betriebe, “Gesetzblatt der DDR”, Teil I, Nr. 38, 1979, 百濟勇訳「DDR経済政策に関する重要関係法令(II)」(『駒沢大学外国語部紀要』第15号, 1986年), 206—238ページ。
- 7) Pieter Boot, op. cit., p. 332.
- 8) Pieter Boot, op. cit., p. 340. ここで, P. ブート(オランダ)は, 1970年代後半から80年代初めにおけるDDRの経済システムの変化の評価に言及して, 西側の多くの論者にみられる「再集権化」論は修正されなければならないとする注目すべき問題提起をおこなっている。少し長くなるが, その部分を引用しておこう。

「DDRの経済計画化に関するほとんどの文献では, 1960年代の短い改革期のあと70年には計画化システムは多かれ少なかれ古い状態に復帰したという印象が与えられた。この反動はしばしば『再集権化』とか『理念なき再集権化』と呼ばれている。こうした観念は修正されなければならない。革命的な改革が起らなかったのは確かである。しかし, 70年代後半—80年代初めにそれを期待するの

は幻想である。」(Ibid., p. 340.)

「根本的改革は起こらなかったが、変化は起こった。企業数が減少した。それらは大規模化し、自己の計画化部門をつくりだした。最近のコンビナートの創設とともにこの傾向が強まった。新経済制度(NES)と比較すると、二つの相違がみられる。第1に計画化の中間レベル(連合体)が解消した。コンビナートはその機能をひきついだが、しかし以前の企業や連合体の合同とは同じものではない。DDRの計画当局者は従来以上に工業における高度の独占を考慮しなければならない。彼らはこれをバランス作成の権限増によって埋合わせようとした。第2に『産業テクノクラート』対『省庁の官僚』の地位が変化した。コンビナートは重要な計画化装置を行使するが、そのなかでは特に『私的な提案(private drafts)』があげられる。これはコンビナートの望ましい発展についての詳細な構想である。1960年代末の比較的小規模な企業(VEB)は実質的には、省庁との交渉(negotiation)で影響力を行使するという意味での提案を作成する地位にはなかった。同時にコンビナートはNESにおけるVEBより詳細な内容を持った計画を実施しなければならない。すなわち、彼らは〔中央の〕過度なコントロールに負けずに対抗し、詳細なノルマのくもの巣のなかで行動しなければならない。

われわれは、計画化システムの評価にさいして計画化過程の公的な側面だけでなく、とりわけ非公式な側面を考慮しなければならない。ほとんどのコンビナートは、特に後者の側面においてNES下の平均的企業より強力な地位を得た。」(Ibid., p. 340.)

- 9) 「計画化秩序」は、それにもとづいて作成される工業・建設業のコンビナート・企業にたいする「計画化要綱(Rahmenrichtlinie für die Planung)」とともに、5か年計画、年度国民経済計画、国家財政計画および信用バランスの準備と作成に必要な計画方法上の諸規定を含む。それには適用すべき計画指標、計算規定、ノメンクラトゥーラ、計画案の作成と提出のための書式が属する。この計画化秩序によって、計画化における中央国家機関、コンビナート、企業、地方評議会および施設の責任と協働が規定される(Autorenkollektiv, Planungsordnung 1986-1990 — Wichtiges Instrument zur Verwirklichung der ökonomischen Strategie, Verlag Die Wirtschaft Berlin, 1985, S. 8)。
- 10) H. Koziolk, Die sozialistische Planwirtschaft ..., S. 1294.
- 11) Ebenda, S. 1295.
- 12) Autorenkollektiv, Planungsordnung ..., S. 66.
- 13) Ebenda, S. 22.
- 14) Ebenda, S. 20. 労働集団に与えられる業績指標には、① 個数・品目・価額で示

- された生産高 (そのうち消費財と輸出)、計画された品質目標の達成ないし超過達成、Q マーク付き製品の割合、② 分ないし時間当り業績、労働時間フォンドの利用および休止時間の短縮、③ 機械・設備の稼働率 (1日当り) にたいするノルマチーフの厳守ないし超過達成が含まれる (Ebenda, S. 21)。
- 15) Autorenkollektiv, Sozialistische Volkswirtschaft . . . , S. 93.
 - 16) Autorenkollektiv, Sozialistische Betriebswirtschaft . . . , S. 438.
 - 17) The East Germany Economy-Edited by I. Jeffries and M. Melzer, Croom Helm, London / New York / Sydney, 1987. 犬飼欽也, 前掲論文, 青木國彦「東ドイツ経済運営の『82年改革』について」(『社会主義経済研究』第2号, 1984年) など。
 - 18) Anordnung über die Finanzierungsrichtlinie für die vorkseigene Wirtschaft vom 14. April 1983. “Gesetzblatt der DDR”, Teil I, 1983, S. 107 ff. 百済勇訳「DDR 経済政策に関する重要関係法令 (III) (IV)」(『駒沢大学外国語部論集』第24号 (1986年), 同第25号 (1987年))。
 - 19) M. Melzer, A. A. Stahnke, The GDR Faces the Economic Dilemmas of the 1980's: Caught between the Need for New Methods and Restricted Options, in “East European Economics: Slow Growth in the 1980's”, Vol. 3, U. S. Government Printing Office, Washington, 1986, p. 159.
 - 20) 報奨フォンドおよび業績フォンドの形成と用途に関しては、次の諸規程等を参照のこと。Verordnung über die Planung, Bildung und Verwendung des Prämienfonds für volkseigene Betriebe vom 9. September 1982, “Gesetzblatt der DDR”, Teil I, S. 595; Anordnung über die Planung, Bildung und Verwendung des Leistungsfonds der volkseigenen Betriebe vom 14. April 1983, “Gesetzblatt der DDR”, Teil I, 1983, S. 121; M. Melzer, A. A. Stahnke, The GDR Faces . . . , pp. 160-161; Autorenkollektiv, Sozialistische Betriebswirtschaft . . . , S. 525-528. なお、最後にあげた著書の 586-587 ページには労働集団の社会主義競争における報奨フォンドの月別繰入れの実際例が示されている。
 - 21) Verordnung über die Kreditgewahrung und die Bankkontrolle der sozialistischen Wirtschaft - Kreditverordnung - vom 28. Januar 1982, “Gesetzblatt der DDR” Teil I, S. 126; M. Melzer, A. A. Stahnke, The GDR Faces . . . , pp. 161-162; Autorenkollektiv, Sozialistische Betriebswirtschaft . . . , S. 499-505; Autorenkollektiv, Sozialistische Volkswirtschaft . . . , S. 228.
 - 22) Verordnung über den Beitrag für gesellschaftliche Fonds, “Gesetzblatt der DDR” Teil I, 1983, S. 105. 百済勇訳, 前掲 (III), 65-67 ページ。
 - 23) Ebenda, S. 105.

- 24) 経済改革期におこなわれた3次にわたる工業価格改革(1964年, 1965年, 1967年)。Wörterbuch der Ökonomie Sozialismus, Dietz Verlag Berlin, 1973, S. 409-410の“Industriepreisreform”の項を参照。
- 25) M. Melzer, A. A. Stahnke, The GDR Faces..., pp.155-156.
- 26) Neues Deutschland vom 14. December 1979.
- 27) Anordnung über die Bildung von Industriepreisen zur Durchführung des Beschlusses zur Leistungsbewertung der Betriebe und Kombinate vom 10. Juni 1976, “Gesetzblatt der DDR”, Teil I, 1976, S. 321 ff.
- 28) 「価格—業績—関係」方式をめぐる理論的諸問題については, H. Baum, H. Mann, Industriepreisbildung und Leistungsbewertung, “Wirtschaftswissenschaft”, 1/1979.
- 29) M. Melzer, A. A. Stahnke, The GDR Faces..., pp.156-157.
- 30) Anordnung über die zentrale staatliche Kalkulationsrichtlinie zur Bildung von Industriepreisen vom 17. November 1983, “Gesetzblatt der DDR”, Teil I, 1983, S. 341 ff.; Anordnung Nr. Pr. 475 über Kosten- und Preisobergrenzen vom 14. April 1983, a. a. O., S. 131 ff.; Anordnung Nr. Pr. 305 über das Preis-antragsverfahren vom 17. November 1983, a. a. O., S. 371 ff.; Verordnung über die staatlichen Kontrollvollmachten und Aufgaben des Leiters der Abteilung Preis in volkseigenen Kombinatens vom 14. Februar 1980, a. a. O., I/1980, S. 63 ff.; Beschluß über die Leitung und Organisation der Arbeit auf dem Gebiet der Preise vom 14. Februar 1980, a. a. O., I/1980.
- 31) 以下B項(1)―(8)での叙述は, 特に注記する場合を除いて, 上記の工業価格関係諸法規およびその要点を解説した次のDDR文献による。Autorenkollektiv, Sozialistische Betriebswirtschaft..., S. 473-487; Autorenkollektiv, Sozialistische Volkswirtschaft..., S. 192-208.
- 32) Autorenkollektiv, Sozialistische Betriebswirtschaft..., S. 474. 百済勇訳, 前掲(II), 220—221ページ。
- 33) M. ヴァルドマンによれば, 「それ〔『83年規程』—引用者〕では, フォンド関連的な純所得ノルマチーフにもとづく利潤計算への転換が予定されている。もちろん, フォンド価格タイプはその理論構想に完全に照応したかたちでは実現されない。(1) 人的資本(Humankapital)が考慮されないままであり, また(2) 個別的な価格規定のさい, 利潤分配の目的ごとに異なった関連基礎が適用されるからである。すでに工業価格改革期の場合と同じく, 個々の製品価格において加工コストに比例した利潤加算がなされる。しかし, 製品グループないし部門についてはフォンド価格計算が保持される。個々の製品については, さしあたり価格タイプの問題は

『具体的には未解決のままである』(M. Bardman, Die Preistypdebatte, ihre Grundlagen und ihr Einfluß auf die praktische Ausgestaltung des Preissystems der DDR, Berlin Verlag Arno Spitz, 1986, S. 74-75)。

- 34) 「83 年規程」での特別利潤の計算方法については、同規程の 12 (S. 346) を参照のこと。
- 35) M. Melzer, A. A. Stahnke, The GDR Faces..., p. 157. ただし、「価格上限の規定によって輸出収益性改善への要求から出発して、国内支出が価格形成の基礎として捨去られるのではなく、新開発によって比較製品の達成した国民的支出と外貨収入との関係を改善することが重要である。したがって、それを世界市場価格をわが国の関係に自動的に適用することと同一視してはならない」[すぐ後の注 36) ②, S. 42]。
- 36) 以下の叙述は、特に断らないかぎり、この二つの資料によっている。原資料名は次のとおり。
- ① Arbeitsmaterial über preisrechtliche Bestimmungen zur Industriepreisbildung, "Sozialistische Finanzwirtschaft", 1986, H. 4 u. 5.
 - ② Autorenkollektiv des Forschungsinstituts des Amtes für Preise, Industriepreise fördern effektive Erzeugniserneuerung, Verlag Die Wirtschaft Berlin, 1986.
- 37) この方式が適用できない場合、たとえば生産性向上により買手にコスト節約効果をもたらすような新しい労働手段にたいする価格上限は、以下の算式によって計算される (Arbeitsmaterial über preisrechtliche..., 1986, H. 5, A25)。

$$POG_{IAP} = \left(IAP_0 \times \frac{L_1}{L_0} + \frac{K_0 - K_1}{\frac{1}{ND} + E_n} \right) K_v$$

IAP₀ : 従来投入されてきた労働手段の工業引渡し価格

L₀, L₁ : 時間単位当り新・旧労働手段の生産性

K₀, K₁ : 新・旧労働手段の投入のさいの年間直接コスト (基本原材料, エネルギー, 修理, 補助材料, 基幹的生産労働者の賃金等)

ND : 労働手段の標準耐用年数

E_n : 新しい労働手段の標準フォンド収益率

K_v : 買手への割引率

- 38) Industriepreise fördern..., S. 40.
- 39) Ebenda, S. 59.
- 40) 「価格割増金の廃止とそれと結びついた特別利潤の廃止は、K. マルクスの次の認識、すなわち価格割増ないし特別利潤の成立にみちびいた特殊な諸条件が社会的標

準的な条件となるという認識から導かれる論理的結論である」(Ebenda, S. 61)。

- 41) 「K. マルクスは、価格割引金の適用のための理論的基礎を使用価値と価値の発展にたいする道徳的磨損の作用と関連づけて解明した。われわれはそれによって、全生産期間をつうじて生産物の道徳的磨損が生じることが分る」(Ebenda, S. 63)。